



神奈川県 消防設備会報

第53号 令和7年8月



気の休まらない趣味・・・

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023
横浜市中区山下町1番地(シルクセンター4F 408号室)
TEL 045-201-1908
FAX 045-212-0971
<https://www.02-ksk.or.jp>
E-mail: info@02-ksk.or.jp



消防設備会報（第53号 令和7年8月）目次

理事長あいさつ 黒澤 麻志	1
寄稿 大規模倉庫における効果的な防火管理対策について	
川崎市消防局 予防部担当部長予防課長事務取扱 渡邊 勉	2
令和7年度第1回理事会・評議員会の概要	5
令和6年度 事業実施結果 概要	
役員等名簿	8
表彰の榮譽に輝いた方々	10
令和7年度事業概要	11
令和7年度消防設備士講習のご案内	12
令和6年度消防設備士等試験実施結果（消防設備士試験・危険物取扱者試験）	14
関設協総会報告	15
優良点検事業所認定制度の活用を！	16
－安全・安心の証－ 防火対象物の関係者や利用者に大きな安心を	18
消防用設備等点検済表示管理委員会委員名簿	19
防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内	20
令和7年1月以降の主な消防設備関連通知等	23

表紙: 気の休まらない趣味・・

ある日の夕立のあと、部屋の窓から外をみると巨大な虹が空を渡っていた。

一瞬見入ってしまったが、すぐカメラに広角レンズを装着して遮るものがない近所の遊水地まで猛然と走った記憶がある。

写真を撮っていると気が休まらないが、まあこれが楽しく幸せなひと時でもある。

（写真・文提供：株式会社東晃防災 清水正仁 様）



理事長あいさつ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

理事長 黒澤 麻志

日頃から、会員の皆様方には、当協会の事業推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、日本消防設備安全センター、神奈川県、県内各消防局・本部及び関係団体の皆様には、当協会及び会員に対して、格別のご指導、ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

昨今の地震、山火事といったような自然災害は、だれにも止めることは出来ず、甚大な被害をもたらしています。こうした被害を少しでも少なくするためにも、我々消防設備事業者は、消防用設備等の点検を通じて「県民、市民の生命と財産を守る」という社会的責任、使命を担い、その一翼を担っているという自覚をより一層強くし、一致団結して取り組んでいく必要があります。

様々な災害が発生していますが、消防用設備の作動や不具合が発生したという話も聞いており、消防用設備がどれほど被害防止、被害最小限に機能したのだろうかと思いを改めて考えさせられます。これまでも火災予防対策の有効性、重要性を認識して取り組んできたところですが、これまで以上に「想定外」の対策を講じていく必要があると強く感じています。

さて、当協会は、昭和52年4月の設立以来、「日本消防設備安全センター」、「神奈川県」など関係機関との連携に努め、防火防災管理者の育成、消防設備士などの有資格者の資質向上を図るとともに消防用設備等点検済表示制度（いわゆるラベル制度）の推進など、消防用設備等の設置や維持管理の適正化を通じて、住民生活の安心安全の確保の一翼を担ってまいりました。

こうした協会も、さ来年、2年後の2027年（令和9年）は、協会設立50年という大きな節目の年を迎えることとなります。50周年記念事業の実施に当たっては、どのような形が良いのか、時代の変化等もとらえつつ、また他県の協会の状況等も参考としながら、今の時代にふさわしい記念事業を検討していきたいと考えています。皆様方のご理解、ご協力よろしくお願いします。

これから先も、歴代の関係者が築き上げてきた「協会の使命と役割」を、ますます発展していけるよう、引き続き行政機関、関係団体の皆様と連携、協力しつつ、皆様方のご協力もいただきながら、事務局とともに会員の皆様、県民の皆様に対し、より一層お役にたてるようしっかりと取り組んで行きたいと思っております。

会員の皆様のもすますのご健勝、ご多幸を祈念申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。今後もより一層のご支援とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

大規模倉庫における効果的な防火管理対策について

川崎市消防局

予防部担当部長予防課長事務取扱 渡 邊 勉

1 はじめに

大規模倉庫における防火安全対策については、平成29年に埼玉県三芳町において発生した倉庫火災を踏まえ、総務省消防庁により、「大規模倉庫における消防活動支援対策ガイドライン」が作成され、主に消防用設備等や建物構造などハード面に関する事業者の取組が促進されてきたところで、また、その後発生した宮城県岩沼市（令和2年）、大阪市此花区（令和3年）など大規模倉庫の火災を踏まえ、事業者における防火安全対策の徹底が図られてきたところです。

一方、近年では、人手不足やインターネット通販の拡大等の社会的背景により、物流効率化等を目的として倉庫の大規模化や物流関連の諸業務の一体化が進み、これに伴い倉庫内で働く従業員数が増加し、福利厚生施設等を併設する倉庫も見られるようになってきました。また、倉庫内をブロック分けして、複数の事業者がテナント利用するマルチテナント型の倉庫や、ロボット技術の導入により仕分け作業等の自動化を進める倉庫など、様々な特徴を持つ倉庫が増えてきています。

これらを踏まえ、総務省消防庁の「令和6年度予防行政のあり方に関する検討会」において、大規模倉庫における防火安全対策について改めて検討が行われ、「大規模倉庫における効果的な防火管理に関するガイドライン」がとりまとめられましたのでその一部を紹介します。

2 ガイドラインの概要

（1）対象となる防火対象物

このガイドラインは、消防法第8条第1項の防火対象物のうち、消令別表第1（14）項に掲げる倉庫（同表（16）項に掲げる複合用途防火対象物のうち、当該用途に供される部分が存するものを含む。）で、倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡以上となるものを対象としています。

また、当該規模に満たない倉庫等についても、次の（2）に掲げる火災リスクがある場合には、本ガイドラインを参考に安全性の向上を適宜図ることとされています。

（2）近年の倉庫に係る特徴と想定される火災リスク

倉庫の大規模化に加え、様々な特徴を持つ倉庫が増加していることにより、次に示すような火災リスクが想定されます。

ア 建物利用者の増加・多様化

特徴	福利厚生施設等の併設や、加工等の作業を有するなど倉庫機能の複合化により、建物利用者が増加している。また、正規職員に加え、アルバイト、短期間労働者、外国人労働者等、建物利用者の属性が多様化している。
想定される火災リスク	避難者の数が多くなることにより、避難に時間がかかるおそれがある。など

イ 管理権原者が複数存在

特徴	マルチテナント型の倉庫のほか、福利厚生施設等が併設された倉庫など、同一建物内に管理権原者が複数存在する。
想定される火災リスク	建物内においてテナントごとに管理権原が分かれている場合、迅速・的確な応急対策を行うことが困難になる可能性がある。

ウ 保管物品が多種多様

特徴	倉庫内の保管物品が多種多様となっている。
想定される火災リスク	保管物品が適切に管理されていない場合、火災発生・延焼拡大の危険性が生じる可能性がある。など

エ 庫内作業の自動化

特徴	倉庫内での物品の仕分け・搬送等を行うマテリアルハンドリング機器（以下「マテハン機器」という。）について、自動化やロボット技術の導入が進んでいる。
想定される火災リスク	マテハン機器の配置等によっては、防火区画形成の障害となるおそれがある。など

(3) 大規模倉庫における効果的な防火管理のポイント

個別の項目に関する防火管理のポイントについて紹介します。また、個別の倉庫の状況は様々であり、実態に応じた対応を検討する必要があります。

ア 平時の火災予防

	ポイント
事前の対策	【電気関係の出火防止】 倉庫における火災の出火原因としては、電気関係によるものが多く、特にマテハン機器をはじめとした電気機器等を数多く取扱う倉庫は、一般的に火災発生のリスクがより高くなると考えられます。電気火災のリスクを低減させるとともに、万が一火災が発生した場合の被害を低減させるため、コンセント周りの清掃、配線の損傷確認などについて定期的に点検するなどの対策を講じましょう。 【工事関係の出火防止】 工事中の溶接・溶断や、グラインダーによる切断など、火花が発生する作業をするときは、火花が保管物品や内装材に着火し、火災になることを防ぐため、火花の飛散する範囲内には保管物品を置かないなどの注意事項を遵守しましょう。 【可燃物の管理】 段ボール等の廃材は、整理整頓に努め着火防止対策を図るなどしましょう。 【危険物等の管理】 保管物品が消防法令上の危険物に該当していないか確認するなどしましょう。 【レイアウト変更等への対応】 避難経路や消防用設備等に係るレイアウト変更、テナントの入居・変更が生じる場合は、事前に消防機関に相談のうえ、必要に応じて届出を行い、検査を受けるとともに、その情報を所有者や防災センター等と共有しましょう。

イ 火災の覚知と情報共有

	ポイント
事前の対策	防災センター等との連携体制を構築し、各部署や各テナントを統括して管理する体制を構築するなどしましょう。
災害時の対策	防災センター等の職員は、自動火災報知設備の感知器が作動した旨を、放送設備等により、建物全体へ早期に伝達するなどしましょう。

ウ 初期消火・延焼拡大防止

	ポイント
事前の対策	【初期消火】 消火班は、消火器だけでなく、屋内消火栓設備や屋外消火栓設備を用いて、早期に消火活動を行うことのできる体制を構築するなどしましょう。 【延焼拡大防止】 防火シャッターの降下空間となる床面に物品を置いてはいけないことをラインテープなどにより明示するなどしましょう。
災害時の対策	【初期消火】 消火器担当が消火器を携行すると同時に、消火栓担当は、最寄りの屋内消火栓設備等の位置を確認し、火災と断定したら、直ちにホースを延長できるよう準備するなどしましょう。 【延焼拡大防止】 自動火災報知設備の感知器が作動した一報目で、火災発生エリアだけでなく、各区画において防火シャッターの降下空間に閉鎖障害がないか確認するなどしましょう。

エ 避難安全

	ポイント
事前の対策	避難経路の明示など、建物に不慣れな人や日本語の理解が十分でない人でも理解しやすい避難安全対策を施し、逃げ遅れを防ぐための対策を図りましょう。 【避難動線の確保】 視界不良の中でも避難方向が視認できるよう、床面にラインテープや塗装などの明示物を施すなどしましょう。 【人員配置等に応じた避難計画】 各部署やテナント単位で避難責任者をあらかじめ定めておくなどしましょう。 【訓練・教育】 倉庫内の従業員が統一した対応がとれるようマニュアルや動画などの教育ツールを用いた訓練・教育を行うなどしましょう。
災害時の対策	自動火災報知設備の感知器が作動した一報目で出火階及びその直上階並びに避難行動に支援を必要とする者がいるエリアは、避難準備を開始するなどしましょう。

オ 消防活動支援

	ポイント
事前の対策	火災が発生した場合、火災発生箇所、逃げ遅れの有無、消防用設備等の作動状況、火災拡大の状況などのほか、火災発生エリア内のレイアウト、マテハン機器等の停止状況、建物や区画への進入口、危険物等の保管物品に係る情報などについて消防隊へ集約して情報提供できる体制を構築しておくなどしましょう。
災害時の対策	消防隊に上記に関する必要な情報を提供しましょう。

3 おわりに

これらのように近年、社会状況の変化やとりわけ流通業界をとりまく環境変化に応じて、倉庫の大規模化、複雑化が進んでいる状況で、これまでのハード面での安全対策に加え、ソフト面での強化が図られましたが、これらを効果的に運用していくには、官民が協働して防火安全対策に取り組んでいく必要があります。一般財団法人神奈川県消防設備安全協会の会員の皆様からの協力添えもいただきながら、消防機関として防火安全対策に万全を期していく所存でございます。

令和7年度 第1回 理事会・評議員会の概要

令和7年度第1回「理事会」及び「評議員会」をそれぞれ開催しました。

- ・第1号議案 令和6年度事業報告について
- ・第2号議案 令和6年度決算について
- ・第3号議案 評議員の交代について（評議員会）

令和6年度 事業実施結果 概要

消防用設備等の設置及び維持管理の適正化を図ることはもとより、地域社会における被害の軽減と社会公共の福祉の増進に寄与するため各種の事業を実施

1 各種講習事業

(1) 消防設備点検資格者 本講習

点検資格者の資格を付与する講習で、（一財）日本消防設備安全センターから委託を受けて実施

種別	実施回数等	申請者数	受講者数
1種	4回 延べ12日	435	413
2種	4回 延べ12日	373	349
計	8回 延べ24日	808	762

(2) 消防設備点検資格者 再講習

消防設備点検資格者免状の交付を受けた日又は消防設備点検資格者再講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年を経過する日までの間に該当する者を対象とした講習で、（一財）日本消防設備安全センターから委託を受けて実施

種別	実施回数等	申請者数	受講者数
1種	5回 延べ5日	469	461
2種	5回 延べ5日	447	437
計	10回 延べ10日	916	898

(3) 消防設備士 受験準備講習

種別	実施回数等	申請者数	受講者数
4類	1回 延べ1日	8	8
6類	1回 延べ1日	13	13
計	2回 延べ2日	21	21

(4) 消防設備士 法定講習

消防設備士の免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内に、又はその講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講する講習で、神奈川県から委託を受けて実施

種別	実施回数等	申請者数	受講者数
消火設備	4回 延べ4日	568	559
警報設備	6回 延べ6日	1,084	1,076
避難設備・消火器	5回 延べ5日	878	867
計	15回 延べ15日	2,530	2,502

(5) 蓄電池設備整備資格者講習

蓄電池設備整備資格者の資格を付与する講習で、（一社）電池工業会から委託を受けて実施

種 別	実 施 回 数 等	申請者数	受講者数
蓄電池設備整備資格	1回 延べ2日	110	107

(6) 防火・防災管理講習

防火管理者、防災管理者の資格を付与する講習で、（一財）日本防火・防災協会から委託を受けて実施

種 別			実 施 回 数 等	申請者数	受講者数
防火管理	甲種	新規講習	7回 延べ14日	921	741
		再講習	1回 延べ1日	64	60
	乙種	新規講習	4回 延べ4日	306	240
甲乙同時講習			3回 延べ6日	379	321
防災管理講習			1回 延べ1日	83	78
防火・防災管理講習			2回 延べ4日	318	251
計			18回 延べ30日	2,071	1,691

(7) 消防設備実技・実務研修会

消防用設備等セミナー（一般財団法人日本消防設備安全センターと共催）

実施日・場所：令和6年9月3日 かながわ労働プラザ

対象：当協会会員、表示登録会員、消防職員等 出席人数： 128名

内容：「横浜市消防局における予防執行体制」横浜市消防局予防部指導課長

「最近の消防法令等の改正及び消防用設備等の点検・点検報告時の留意事項並びに消防用設備等の奏功・事故事例」日本消防設備安全センター

2 普及啓発事業等

(1) 会員制度維持事業

講習会・研修会開催等の情報提供を行うとともに、消防設備会報を年2回発行

(2) 消防用設備点検報告制度普及促進事業

ア 消防用設備等点検済表示管理委員会（H8. 7発足）

県内消防機関、防火対象物関係者、消防設備メーカー、当協会職員の34名の委員で構成する「委員会」を設置し、消防用設備等点検制度に係る諸事項について審議、運営を実施
開催年月日：令和6年7月9日、令和7年1月21日

イ 優良点検事業所認定等委員会

優良点検事業所認定制度に係る諸事項について審議する組織として、委員7名で構成する「優良点検事業所認定等委員会」を設置
開催年月日：令和7年1月31日「令和7年度再認定審査（予定）について」

＜令和6年度＞ 新規認定0件、再認定0件（有効期間延長のため）

ウ 点検済票交付事業

消防用設備等点検済表示制度に基づき、消火器用、消火器以外の『点検済票』の発行・交付を実施

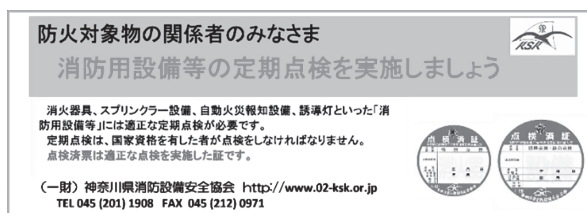
＜令和6年度＞ 1,177,910枚

エ 点検推進指導員派遣

点検推進指導員 3名 ＜令和6年度＞ 0件

オ 点検報告制度普及啓発事業

- ① 県社会福祉協議会発行の「福祉タイムズ」6月号
- ② 県ビルメンテナンス協会発行の「KBM 会報」（年3回発行）
- ③ 川崎市消防音楽隊定期演奏会のプログラムに広告を掲載



3 防火基準点検済証及び防火優良認定証（防火セーフティマーク）等頒布斡旋事業

防火対象物定期点検報告制度等に係る次の頒布斡旋を実施

		令和6年度
点検済証	防火基準	14件
	防災基準	2件
	防火・防災基準	5件
優良認定証	防火	19件
	防災	0件
	防火・防災	3件
合 計		43件

4 各種会議

(1) 理事会、評議員会

ア 理事会 3回（R6.5.10、R6.5.28、R7.3.18）

イ 評議員会 1回（R6.5.28）

(2) 消防・防災関係機関会議、関東ブロック会議、全国会議

ア 神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課

・神奈川県消防設備士法定講習の事務を受託

イ 一般財団法人日本消防設備安全センター

・点検資格者本講習、同再講習等に係る事務を受託

・安全センター取扱保険（消防設備点検業者損害賠償保険、消防防災福利厚生支援事業）の加入促進及び手続事務を実施

ウ 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会

1都9県で構成する「関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会」の会長県として、理事長が総会の議長を務め、事務局長が幹事として関係事務を実施

エ その他の関係機関

（公財）川崎市消防防災指導公社に、理事及び評議員を派遣

役員等名簿

7月末現在の理事・監事・評議員は、以下の名簿のとおりです。

（一財）神奈川県消防設備安全協会役員名簿

（令和7年7月末現在 業種別 理事・監事 敬称略）

役 職	区 分	氏 名	所 属・会社名	所属役職
理 事 長	消防用設備・機器	黒 澤 麻 志	相日防災株式会社	代表取締役社長
副理事長	電 気 設 備	山 口 宏	（一社）神奈川県電業協会 株式会社共栄社	会長 代表取締役社長
〃	管 工 事・空 調	石 田 隆	神奈川県管工事協同組合連合会 神中工業株式会社	会長 代表取締役社長
理 事	消防用設備・機器	土 田 敬 介	ニッタン株式会社横浜支社	支社長
〃	〃	中 川 龍太郎	モリタ宮田工業株式会社	代表取締役社長
〃	〃	小 山 賀 久	ホーチキ株式会社横浜支店	支店長
〃	〃	伊 藤 睦	能美防災株式会社横浜支社	支社長
〃	〃	石 田 正	神奈川県防災消防協同組合 株式会社アトラス	理事長 代表取締役
〃	〃	竹 洞 勉	防災かながわ協同組合 株式会社東弘商会	理事長 取締役会長
〃	〃	山 内 隆	株式会社河本総合防災	代表取締役社長
〃	〃	西 津 英 二	株式会社栄広プロビジョン	代表取締役
〃	電 気 設 備	加 藤 哲 郎	（一社）神奈川県電業協会 協成電気株式会社	副会長 相談役
〃	〃	鈴 木 和 彦	神奈川県電気工事工業組合 株式会社イスズ	理事長 取締役会長
〃	管 工 事・空 調	野 崎 徹	神奈川県管工事協同組合連合会 株式会社野崎工業所	副会長 代表取締役社長
〃	公 社・協 会	川 越 美 行	（一社）神奈川県経営者協会	専務理事
〃	〃	原 田 俊 一	（公財）川崎市消防防災指導公社	理事長
常務理事	〃	松 村 幸 弘	（一財）神奈川県消防設備安全協会	事務局長
監 事	消防用設備・機器	網 代 正太郎	横浜市防災機器販売協同組合 株式会社網代防災設備	専務理事 代表取締役
〃	電 気 設 備	立 山 亘 嗣	神奈川県電気工事工業組合	事務局長

※ 理事会及び評議員会以降、交代があった方については、出来る限り反映しています。

（一財）神奈川県消防設備安全協会評議員名簿

（令和7年7月末現在 業種別 評議員 敬称略）

区 分	氏 名	所 属・会社名	所属役職
消 防 機 関	松 崎 賢 二	横浜市消防局（消防長会横浜地区）	予防部長
〃	小金澤 貴 史	川崎市消防局（消防長会川崎地区）	予防部長
〃	高 萩 俊 行	相模原市消防局（消防長会相模原地区）	消防部長
〃	中 村 哲	横須賀市消防局（消防長会三浦半島地区）	予防課長
〃	工 藤 秀 明	藤沢市消防局（消防長会湘南地区）	参事兼予防課長
〃	佐 藤 剛	小田原市消防本部（消防長会県西地区）	予防課長
〃	池 田 幸 平	厚木市消防本部（消防長会県央地区）	予防課長
消防用設備・機器	大 井 達	相模原市防災設備協同組合 相模設備工業株式会社	代表理事 代表取締役
〃	邑 上 一 弥	横浜市防災機器販売協同組合 株式会社東神防災工業	理事長 代表取締役
〃	武 者 恵 吾	川崎市消防設備協同組合 晃洋商事株式会社	理事長 取締役会長
〃	清 水 廣 司	株式会社清水商工	取締役会長
〃	木 内 忠	共栄防災設備株式会社	代表取締役
〃	太 田 真 悟	株式会社渡辺武商店湘南支店	支店長
電 気 設 備	湯 川 正 純	神奈川県電気工事工業組合 株式会社ヘルツ	副理事長 代表取締役
〃	松 田 茂	一般社団法人神奈川県電業協会 株式会社江電社	常任理事 代表取締役会長
管工事・空調	鈴 木 千 明	横浜市管工事協同組合	専務理事
〃	鈴 野 和 重	一般社団法人神奈川県空調衛生工業会	専務理事
防火対象物関係者	大 津 一 洋	一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会 大六福祉会 伊勢原ホーム	理事 施設長
〃	鳥居小路 友貴	三菱重工業株式会社横浜製作所	所長代理
〃	熊 澤 桂 一	一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会 株式会社湘南美装	理事（湘南県央支部副支部長） 代表取締役
関 連 団 体	山 田 裕 之	公益社団法人横浜市防火防災協会	専務理事
〃	小 川 喜 平	公益社団法人相模原市防災協会	理事長
〃	野 本 敏 明	公益財団法人神奈川県消防協会	会長
〃	野 田 佳 孝	一般社団法人神奈川県危険物安全協会連合会	専務理事

※ 理事会及び評議員会以降、交代があった方については、出来る限り反映しています。

表彰の栄誉に輝いた方々

令和6年度（一財）神奈川県消防設備安全協会 理事長表彰

当協会では、消防用設備等の設置・維持管理及び各種工事に関し、永年にわたり適正な業務を行った方又は適正な業務の推進に尽力した方等に対して、平成13年度から理事長表彰を行っています。

受賞者の決定にあたっては、協会の理事、評議員で構成する「理事長表彰選考委員会」において選考を行い決定しています。理事長表彰の受賞者は次のとおりです。

<1号表彰>

永年にわたり、消防用設備等の適正な設置・維持管理に尽力し、保守業務の推進と適正化に多大な貢献のあった者

菱山 昭宏 様	株式会社神菱商事	代表取締役
澤田 直人 様	株式会社カマタ興業	代表取締役
土屋 聡介 様	京浜防災工業株式会社	代表取締役
見上 淳一郎 様	株式会社見上防災設備	代表取締役
渡部 伸 様	日商工業株式会社	代表取締役
門川 典弘 様	有限会社大井設備	取締役社長

<3号表彰>

点検済表示登録会員で、消防用設備等点検済表示制度の積極的な推進と公正な運用に尽力し、保守業務の適正化に多大な貢献のあった事業所

ALSOK 双栄株式会社 代表取締役社長 植田 重幸 様
 日本フェンオール株式会社横浜事務所
 東京営業部営業二課課長 國森 琢也 様

<4号表彰>

消防用設備等の点検業務等を高度な基準で履行され、多年にわたり優良点検事業所として認定され、業界の躍進の一助となるなど多大な功績のあった事業所

株式会社網代防災設備 代表取締役 網代 正太郎 様
 有限会社ヤマト消防設備 代表取締役 朝倉 和美 様



表彰式：令和7年3月18日（火） ワークピア横浜

令和7年度事業概要

1 各種講習事業

- 消防設備点検資格者「本講習」「再講習」
- 消防設備士「試験準備講習」「法定講習」
- 防火・防災管理講習
- 蓄電池設備整備資格者講習

2 普及啓発事業・情報提供事業

- 消防設備会報の発行（年2回）
- 防災情報の発信（消防用設備等の点検報告制度、点検済表示制度等）
- ホームページでの情報提供（協会の事業紹介、各種講習会等）

3 行政機関、関係機関、関係団体との連携

- 神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課
 - ・ 消防設備士法定講習業務の受託等
- （一財）日本消防設備安全センター
 - ・ 各種講習会の受託等
 - ・ 消防用設備等点検済表示制度についての連絡調整
 - ・ 各種保険事務の取扱い
- 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会
 - ・ 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会を通して、各都県協会との情報交換・共同事業を推進
- 消防機関
 - ・ 消防機関の指導を適宜仰ぐとともに、緊密に連携して、実効ある事業を推進

4 消防用設備等点検済表示制度促進事業

- 消防用設備等点検済表示制度に基づく点検済票の交付
- 防火対象物の消防用設備等点検時に点検推進指導員を派遣、立会い
- 優良点検事業所等の認定制度の推進

5 協会理事長表彰

- 消防用設備等の設置・適正な維持管理等に尽力された個人・事業所に対し実施
 - ・ 永年にわたり、消防用設備等に関する各種工事整備点検等の業務に従事し、他の模範となると認められる者
 - ・ 点検済表示制度の推進とその普及に尽力し、優れた業績を有する事業所

6 防火基準点検済証及び防火優良認定証（防火セイフティマーク）等頒布斡旋

- 防火対象物定期点検報告制度等に係る「防火基準点検済証」及び「防火優良認定証」等の頒布、斡旋の実施

消防設備士講習のご案内

先着順

令和7年度

消防設備士講習

消防法第17条の10の規定に基づく「工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習」を実施します。

● 講習の対象者

1 消防法施行規則第33条の17第1項該当者

令和5年度に免状の交付を受けた方

（免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の方）

2 消防法施行規則第33条の17第2項該当者

令和2年度に講習を受講された方

（講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の方）

● 受付期間（郵送のみ）

令和7年8月1日(金)～8月22日(金)(消印有効)

● 講習日 令和7年10月、11月（詳細は次ページ）

● 受講案内書、申請書及び納付書の配付場所

県政情報コーナー（地域県政総合センター・県民センター）、消防本部（署）、一般財団法人神奈川県消防設備安全協会

※ 受講案内、申請書は（一財）神奈川県消防設備安全協会のホームページからダウンロード

https://www.02-ksk.or.jp/g2_1.html

<注意！>

ただし、ホームページでは「納付書」はダウンロードできません。

「納付書」が必要な場合は、神奈川県消防保安課（TEL045-210-3436）もしくは最寄りの消防署等へお問合せください。

注意

消防設備士講習スケジュール等

1 講習日及び講習会場等 ※神奈川県では当分の間「特殊消防用設備等」の講習は実施しない。

講習区分	免状種別	講習日	定員	講習会場
消火設備	第1類 第2類 第3類	10月8日(水)	170	かながわ労働プラザ
		10月21日(火)	170	かながわ労働プラザ
		11月5日(水)	120	レンブラントホテル海老名
		11月20日(木)	170	かながわ労働プラザ
警報設備	第4類 第7類	10月7日(火)	170	かながわ労働プラザ
		10月23日(木)	170	かながわ労働プラザ
		10月28日(火)	170	かながわ労働プラザ
		10月30日(木)	170	かながわ労働プラザ
		11月6日(木)	120	レンブラントホテル海老名
		11月19日(水)	170	かながわ労働プラザ
避難設備 消火器	第5類 第6類	10月9日(木)	170	かながわ労働プラザ
		10月22日(水)	170	かながわ労働プラザ
		10月29日(水)	170	かながわ労働プラザ
		11月4日(火)	120	レンブラントホテル海老名
		11月18日(火)	170	かながわ労働プラザ

※いずれも駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

2 講習時間、講習科目 ※「効果測定」の時間を含む。

受付時間	9時00分～9時30分(一部免除者は12時20分～12時40分)
講習時間	9時30分～17時30分(一部免除者は12時45分～17時30分)

- (1) 工事整備対象設備等の関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
- (2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

3 受講申請受付期間等について

＜郵送のみ＞ 8月1日(金)～8月22日(金)(消印有効)

※受付開始日の到着分より先着順受付。定員になり次第終了

受付開始前到着分は、開始5日後到着として扱います。そのため定員に達している場合は受講できません。

※受講希望日の第1希望が定員に達した場合、第2希望、第3希望の順に講習日を振替えて受け付けます。

※定員に達した講習日は、当協会のホームページで確認が可能

※受講票等は申請書を受理後、講習予定日の1か月前までに発送予定

※申請時に提出された書類及び手数料は、いかなる場合でも返還できません。

実施機関：神奈川県

受託機関 一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1 シルクセンター408号室 電話 045-201-1908

令和6年度 消防設備士等試験実施結果

消防設備士試験実施結果

		申請者	受験者	欠席者	受験率	合格者	不合格者	合格率	(参考) 5年度合格率
甲種	特 類	45	35	10	77.8%	12	23	34.3%	25.0%
	第1類	399	263	136	65.9%	73	190	27.8%	33.2%
	第2類	135	96	39	71.1%	41	55	42.7%	32.5%
	第3類	137	99	38	72.3%	10	89	10.1%	36.3%
	第4類	515	367	148	71.3%	171	196	46.6%	40.2%
	第5類	123	88	35	71.5%	47	41	53.4%	40.8%
	小 計	1,354	948	406	70.0%	354	594	37.3%	36.7%
乙種	第1類	61	47	14	77.0%	20	27	42.6%	26.4%
	第2類	21	18	3	85.7%	5	13	27.8%	33.3%
	第3類	44	27	17	61.4%	7	20	25.9%	21.2%
	第4類	298	192	106	64.4%	67	125	34.9%	35.0%
	第5類	40	26	14	65.0%	7	19	26.9%	37.2%
	第6類	1,136	819	317	72.1%	316	503	38.6%	36.0%
	第7類	120	96	24	80.0%	72	24	75.0%	65.8%
合 計		3,074	2,173	901	70.7%	848	1,325	39.0%	37.1%

危険物取扱者試験実施結果

		申請者	受験者	欠席者	受験率	合格者	不合格者	合格率	(参考) 5年度合格率
甲 種		1,716	1,454	262	84.7%	585	869	40.2%	37.8%
乙種	第1類	270	246	24	91.1%	193	53	78.5%	61.2%
	第2類	324	307	17	94.8%	244	63	79.5%	74.1%
	第3類	371	352	19	94.8%	259	93	73.6%	72.2%
	第4類	6,283	5,321	962	84.7%	2,177	3,144	40.9%	40.7%
	第5類	393	367	26	93.4%	240	127	65.4%	58.9%
	第6類	330	311	19	94.2%	244	67	78.5%	81.3%
小 計		7,971	6,904	1,067	86.6%	3,357	3,547	48.6%	47.0%
丙 種		226	196	30	86.7%	143	53	73.0%	72.3%
合 計		9,913	8,554	1,359	86.3%	4,085	4,469	47.8%	45.9%

消防設備士免状は10年ごとに書換が必要です

◎免状の写真は10年以内ごとに書換が必要です。

- ・書換え期限の過ぎた免状をお持ちの方は至急書換手続きを行ってください。
- ・免状の記載事項(本籍・氏名等)に変更があった場合は書換をしてください。

問合せ先 一般財団法人 消防試験研究センター 神奈川県支部

TEL:045-633-5051



※『書換・再交付申請書』は県内各消防署・消防本部で配布しております。

また、消防試験研究センターのホームページからもダウンロードができます。

ホームページ: <https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

開設協総会報告

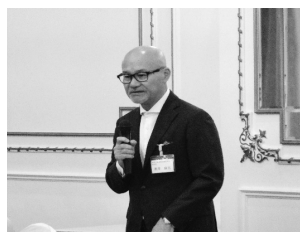
関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会 神奈川総会 開催される

さる6月19日、まだ6月中旬とは思えない暑さの中、関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会（開設協）総会が、新横浜グレイスホテルにて開催されました。

この協議会は、関東甲信越地区10都県の消防設備協会を構成員とし、消防庁や日本消防設備安全センター（安全センター）等と緊密な連携の下、適正な消防設備等の設置及び維持管理を円滑に推進し、もって公共の福祉に寄与することを目的とした団体です。

毎年、10都県が持ち回りで「総会」や「代表者会議」を開催しており、今年は、平成26年（2014年）以来、10年振りの神奈川県での「総会」開催となりました。

会議では、協議会議長のあいさつ、開催担当県である当協会の黒澤理事長のあいさつで始まり、令和6年度の事業報告や決算報告、さらに令和7年度の事業計画や予算等について議論されました。また、毎回、安全センターから来賓をお招きしており、今回は、板東執行理事ほかがご出席され、貴重な情報提供や意見交換がなされました。



（黒澤理事長）



（板東執行理事）

会議終了後は、当協会の石田副理事長、山口副理事長さらに西津理事（前理事長）をお迎えした「懇親会」を開催し、貴重な意見交換を行うなど結束を深めました。

今後も、この協議会に積極的に参加し、会員の皆様にいろいろな形で還元できるよう取り組んで行きます。



募集中

優良点検事業所認定制度の活用を！

○ 優良点検事業所認定制度とは！

消防用設備等の点検業務（総合点検）を確実に履行し、点検従業員の服装やモラルなどを含め、総合的に審査基準を満たしている表示登録会員の事業所を、『優良点検事業所』として認定する当協会独自の制度です。

優良点検事業所として認定されることにより、防火対象物の関係者の信頼を得るとともに、点検現場の労働環境の改善や点検に携わる人々の社会的地位の向上が期待され、業界全体の躍進の一助につながるものです。

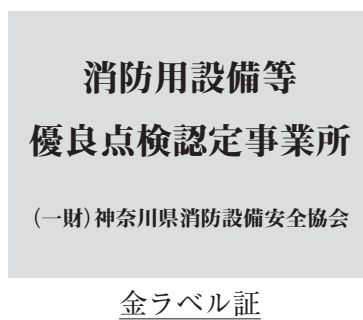
○ 手続き、立会調査、審査は！

当協会に認定の申請をすると、防火対象物の点検スケジュールに合わせて地区別点検推進指導員が点検に立合い、点検時の事前準備、安全管理、点検状況などをチェックします。

その後、別に組織する「認定等委員会」で審査され、優良点検事業所としての認定・不認定が決定されます。

○ 優良点検事業所に認定されると！

- ① 認定された点検事業所は、当協会のホームページに「事業所名」等を掲載
さらに、「認定証」及び「金ラベル証」を無償で交付
- ② 点検が終了した防火対象物には、表示プレートを無償で貸与

認定証

※「金ラベル証」は、消防用設備等点検結果報告書（正副）の様式右下に貼付できます。

表示プレート

優良点検事業所「認定一覧」

（順不同）

認定日	事業所名	住 所	電話番号
2024年3月18日（再）	相日防災株式会社 横浜本店	横浜市泉区緑園7-7-8	045-811-1390
2024年3月18日（再）	株式会社 清水商工	横浜市都筑区東方町44	045-472-3488
2024年3月18日（再）	株式会社 ニチナンメンテ	横浜市港北区日吉7-6-30	045-560-6601
2022年10月29日（再）	株式会社 栄広プロビジョン	横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1	045-312-3883
2022年10月29日（再）	株式会社 マルヤマ	横浜市磯子区磯子3-1-40	045-761-4317
2022年10月29日（再）	株式会社 赤塚防災設備	川崎市川崎区藤崎1-24-17	044-244-0064
2022年10月29日（再）	株式会社 ハマ防災	横浜市磯子区広地町7-4	045-751-6383
2023年2月18日（再）	アラームマネジメント株式会社	相模原市中央区星が丘4-2-25 センチュリー星が丘401号	090-8568-4427
2023年2月18日（再）	有限会社 ヤマト消防設備	横浜市西区平沼1-18-2	045-322-7651
2023年6月22日（再）	株式会社 東神防災工業	横浜市南区六ツ川2-9-18	045-715-0363
2023年6月22日（再）	株式会社 網代防災設備	横浜市神奈川区神大寺3-1-35	045-481-8448
2023年6月22日（再）	株式会社 アキタ	相模原市南区相模台6-17-20	042-744-4968
2023年6月22日（再）	さくら防災有限会社	横浜市旭区二俣川1-79-26	045-392-1078
2023年6月22日（再）	共栄防災設備株式会社	横浜市神奈川区白幡東町14-7	045-434-1123

* 認定日の欄中の（再）は、優良点検事業所として再認定された年月日を示します。

令和7年度 新規申請 募集中!

—— 安全・安心の証 —— 防火対象物の関係者や利用者に大きな安心を

1 点検済表示制度

- 消防用設備等点検済表示制度は、消防法に基づく消防用設備等の点検義務を确实、適正に実行し、防火対象物の安全性を確保することを目的として、全国の各都道府県消防設備安全協会が実施している全国統一の制度です。
- 申請に基づき、適正な点検を行う意思と能力があると認められた点検事業者を、「表示登録会員」として認定し、ホームページで事業所名等を公開します。
- 表示登録会員である点検事業者が点検した消防用設備等については、当協会が発行した点検済票（グリーンのラベル）を貼付けることができます。

2 点検済票（グリーンのラベル）

- 点検済票は、防火対象物の関係者や利用者に、大きな安心を与える制度です。

点検事業者の技術と誠意の「証」として、

表示登録会員が点検した「消防用設備が正常であること」を証明します。

点検事業者の「点検責任」を明確にします。

防火対象物の関係者の適正な点検励行に対する意識を高揚します。

—— 消火器用 ——



—— 消火器以外の設備用 ——



点検済表示登録会員数

区 分	令和6年3月末会員数	令和7年3月末会員数
1号表示会員	247	243
2号表示会員	6	6
合 計	253	249

消防用設備等点検済表示管理委員会委員名簿

（令和6年7月末現在 敬称略）

職 名	氏 名	所 属	役 職
委 員 長	浅 井 国 春	川 崎 市 消 防 局	査 察 課 長
副 委 員 長	水 野 秀 代	相 模 原 市 消 防 局	参 事 兼 予 防 課 長
副 委 員 長	神 原 祥 司	横 浜 市 消 防 局	指 導 課 長
委 員	中 村 哲	横 須 賀 市 消 防 局	予 防 課 長
委 員	古 橋 栄 治	藤 沢 市 消 防 局	査 察 指 導 課 長
委 員	山 中 孝 嘉	平 塚 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	伊 藤 正	鎌 倉 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	佐 藤 剛	小 田 原 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	甲 和 洋	茅 ヶ 崎 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	鹿 目 幸 男	逗 子 市 消 防 本 部	消 防 予 防 課 長
委 員	池 田 幸 平	厚 木 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	多 田 啓 成	大 和 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	高 橋 陽 一	泰 野 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	森 屋 和 則	伊 勢 原 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	清 水 豊	座 間 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	外 園 太 郎	海 老 名 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	小 林 将 純	綾 瀬 市 消 防 本 部	参 事 兼 予 防 課 長
委 員	古 正 幸 司	大 磯 町 消 防 本 部	消 防 総 務 課 長
委 員	北 村 嘉 浩	葉 山 町 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	上 村 洋 平	湯 河 原 町 消 防 本 部	警 防 課 長
委 員	安 藤 恒 夫	箱 根 町 消 防 本 部	消 防 総 務 課 長
委 員	脇 康 之	二 宮 町 消 防 本 部	消 防 課 長
委 員	松 川 清 一	愛 川 町 消 防 本 部	消 防 課 長
委 員	榊 原 亨	能 美 防 災 (株) 横 浜 支 社	CSサービスク長
委 員	平 野 康 司	モリタ宮田工業(株)営業本部機器事業部本店営業部	営 業 一 課 長
委 員	清 水 廣 司	(株) 清 水 商 工	取 締 役 会 長
委 員	石 田 正	神 奈 川 県 防 災 消 防 協 同 組 合	理 事 長
委 員	竹 洞 勉	防 災 かながわ 協 同 組 合	理 事 長
委 員	邑 上 一 弥	横 浜 市 防 災 機 器 販 売 協 同 組 合	理 事 長
委 員	大 井 達	相 模 原 市 防 災 設 備 協 同 組 合	代 表 理 事
委 員	武 者 恵 吾	川 崎 市 消 防 設 備 協 同 組 合	理 事 長
委 員	松 村 幸 弘	(一財) 神 奈 川 県 消 防 設 備 安 全 協 会	常 務 理 事

防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内

表示の種類：防火基準点検済証 防火優良認定証
 防災基準点検済証 防災優良認定証
 防火・防災基準点検済証 防火・防災優良認定証

■防火管理・防災管理の実施状況に対する定期点検報告制度

◆防火対象物定期点検報告制度

一定用途・規模の建物では、防火対象物定期点検報告制度が義務化され、平成15年10月から施行されています。

点検報告義務者：防火対象物の管理権原者

点検実施者：防火対象物点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：消防法施行令別表第1の用途ごとに収容人員・延べ面積・構造等に応じて
要否が定められています（消防法施行令第4条の2の2参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

◆防災管理定期点検報告制度

大規模建築物等では大規模地震等に備えて自衛消防組織を設置する等の防災管理業務が義務化され、同時に防災管理業務の実施状況に対する点検報告も義務化されています（平成21年6月1日施行）。

点検報告義務者：防災管理対象物の管理権原者

点検実施者：防災管理点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：消防法施行令別表第1のうち、用途・階数・延べ面積に応じて要否が定められています（消防法施行令第46条、第4条の2の4参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

■点検済表示制度

◆防火基準点検済証

防火対象物点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防災基準点検済証

防災管理点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防火・防災基準点検済証

防災管理点検の対象となる建築物等で防火対象物点検の対象でもあるものは、両方の点検を同時に行い、それぞれの点検基準に適合している場合に、この表示ができます。



■点検報告の特例制度と表示

◆防火対象物定期点検報告義務の免除と表示

防火対象物定期点検報告が必要な建物で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関に申請し、検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防火優良認定証を表示することができます。

◆防災管理定期点検報告義務の免除と表示

防災管理点検報告が必要な建築物等で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関に申請し、検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防災優良認定証を表示することができます。

◆防火・防災優良認定証の表示

防火対象物点検報告の特例及び防災管理点検報告の特例の認定を同時に受けた場合には、防火・防災優良認定証を表示することができます。



■表示までのフロー

●防火基準点検済証、防災基準点検済証、防火・防災基準点検済証

消防機関へ点検結果報告 → 報告書副本返戻 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行（代金支払い） → 納品 → 表示

●防火優良認定証、防災優良認定証、防火・防災優良認定証

消防機関へ特例認定申請 → 消防機関による検査 → 認定通知 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行（代金支払い） → 納品 → 表示

●表示の種類や価格

日本消防設備安全センターのホームページを参照

URL：<https://www.fesc.or.jp/07/index6.html>

■購入方法等

申込方法：購入申込書に必要書類を添えて、協会へFAXにてお申込みください。

防火基準点検済証、防災基準点検済証、防火・防災基準点検済証

⇒様式1-1、様式1-2 と必要書類

防火優良認定証、防災優良認定証、防火・防災優良認定証

⇒様式2-1、様式2-2 と必要書類

納 期：入金確認後2週間程度

支払方法及び送料：銀行振込（前払い）。申込受付後、協会より請求書を送付します。

申込用紙：当協会のホームページからダウンロードしてください。

URL：https://www.02-ksk.or.jp/b1_3.html



令和7年1月以降の主な消防設備関連通知等

発 番 号 等	日 付	発 信 者	標 題
消防消第6号 消防予第612号 消防危第2号 消防特第9号	1 月 10 日	消防庁消防・救急課長 予防課長 危険物保安室長 特殊災害室長	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 PFOS 又はその塩の項、PFOA 又はその塩の項又は PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項について (通知)
消防予第4号	1 月 10 日	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の設置状況等調査について
事務連絡	1 月 24 日	消防庁予防課	基準の特例を適用した検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等について (情報提供)
消防予第30号	1 月 30 日	消防庁予防課長	光警報装置の設置に係るガイドラインの改定について (通知)
消防予第31号	1 月 30 日	消防庁予防課長	「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」等の改定について
事務連絡	1 月 31 日	消防庁総務課	令和6年度消防庁補正予算、令和7年度消防庁予算案及び令和7年度の消防防災に関する地方財政措置の見通し等を踏まえた留意事項について
消防予第41号 消防予第43号	2 月 5 日	消防庁長官 消防庁予防課長	令和 7 年春季全国火災予防運動の実施について
事務連絡	2 月 12 日	消防庁予防課	「日々の防火・防災」講習 (講師派遣) 等のご案内の送付について
消防予第75号 消防危第30号 消防特第35号	2 月 25 日	消防庁予防課長 危険物保安室長 特殊災害室長	消防法令に基づく各種手続における行政書士法違反の防止について (通知)
消防予第103号	3 月 10 日	消防庁予防課長	退職自衛官の消防設備関連の企業における活用について
消防予第125号	3 月 25 日	消防庁予防課長	「ロケ撮影の円滑な実施のためのガイドライン」の改定について
消防予第129号	3 月 26 日	消防庁予防課長	消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて
消防予第140号	3 月 28 日	消防庁予防課長	感震ブレーカーの普及推進に関する計画の策定等について
消防予第139号	3 月 28 日	消防庁予防課長	「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について (通知)」の一部改正について
消防予第135号	3 月 28 日	消防庁予防課長	関係者不在の宿泊施設における防火安全対策ガイドラインについて
消防予第127号	3 月 28 日	消防庁予防課長	「有床診療所防火対策自主チェックシステム」の廃止について
消防予第134号	3 月 28 日	消防庁予防課長	大規模倉庫における効果的な防火管理に関するガイドラインについて
消防予第141号	3 月 31 日	消防庁予防課長	消防用設備等に係る執務資料の送付について (通知)
事務連絡	3 月 31 日	消防庁予防課	「消防用設備等の試験基準及び点検要領並びに防火対象物点検の点検要領の一部改正について (通知)」の一部訂正について
事務連絡	4 月 4 日	消防庁予防課	住宅用火災警報器等及び消火栓の配布モデル事業への協力について
事務連絡	4 月 21 日	消防庁予防課	避難器具 (緩降機) の使用方法に係る説明動画について
消防予第246号	6 月 17 日	消防庁予防課長	防災規制に係る執務資料の送付について (通知)
事務連絡	6 月 17 日	消防庁予防課	作業中の防火管理に対する注意喚起について
消防予第266号	6 月 25 日	消防庁予防課長	都道府県及び市区町村の庁舎に係る防火安全対策の徹底等について
消防予第248号	6 月 26 日	消防庁予防課長	劇場等における車椅子使用者客席の同伴者席の固定に係る取扱いについて (通知)
事務連絡	7 月 1 日	消防庁予防課	令和6年中に発生した製品火災に関する調査結果について
消防予第274号	7 月 1 日	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の設置状況等調査結果 (令和7年6月1日時点) について
事務連絡	7 月 2 日	消防庁予防課	予防技術検定の実施に関する公示について
消防予第294号	7 月 7 日	消防庁予防課長	「火災予防分野における技術カタログ」の更新について (通知)

※総務省消防庁ホームページ「令和7年 通知・通達」のページより、予防関連のものを抽出。

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/2025/>

協会からのお知らせ

第1種・第2種消防設備点検資格「本講習」 実施日程（8月以降受付実施分）

消防設備点検資格者の資格を取得するための講習

（講習対象者は、主に次のような方ですが、詳しくはホームページ等をご確認ください。）

- (1) 消防設備士、電気工事士、管工事施工管理技士等の有資格者
- (2) 消防用設備等の工事または整備について5年以上の実務経験のある方 など

https://www.02-ksk.or.jp/g2_2.html



回	種別	講習日程	定員	会場	申請期間
第3回	第1種	令和7年12月2日（火） ～ 4日（木）	110	神奈川県電気工事会館 中区三吉町 4-1	令和7年10月 上旬予定
	第2種	令和7年12月9日（火） ～ 11日（木）	110		
第4回	第1種	令和8年3月3日（火） ～ 5日（木）	110		令和8年1月 上旬予定
	第2種	令和8年3月10日（火） ～ 12日（木）	110		

第1種・第2種消防設備点検資格者「再講習」 実施日程（8月以降受付実施分）

消防設備点検資格者の免状の交付を受けている方対象

（免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の方）

回	種別	講習日程	定員	会場	申請期間
第2回	第1種	令和8年1月20日（火）	110	神奈川県電気工事会館 中区三吉町 4-1	11月中旬 予定
	第2種	令和8年1月21日（水）	110		
第3回	第1種	令和8年2月25日（水）	180	かながわ労働プラザ 中区寿町 1-4	12月中旬 予定
	第2種	令和8年2月26日（木）	180		

一般財団法人 **神奈川県消防設備安全協会**

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地

（シルクセンター4階 408号室）

TEL（045）201-1908

FAX（045）212-0971

<https://www.02-ksk.or.jp>

E-mail：info@02-ksk.or.jp